

八千代市教育委員会会議録  
令和5年度第12回定例会

1 日 時 令和6年3月25日(月)  
開 会 午前9時30分  
閉 会 午前10時2分

2 場 所 教育委員会庁舎大会議室

3 出 席 者

教 育 長	小 林 伸 夫
委 員	石 井 伸 一
委 員	川 嶋 一 永
委 員	左 海 尚 子
委 員	三 橋 洋 子

(説明員)

教 育 次 長	設 楽 憲 一
---------	---------

( 学 校 担 当 )

教 育 次 長	春 田 泰 宏
---------	---------

( 社 会 教 育 担 当 )

教 育 総 務 課 長	原 武 司
-------------	-------

学 務 課 長	兒 玉 健 司
---------	---------

指 導 課 長	高 原 敬 介
---------	---------

保 健 体 育 課 長	宮 崎 幸 子
-------------	---------

教 育 セ ン タ ー 所 長	向 智 広
-----------------	-------

生 涯 学 習 振 興 課 長	齋 田 忠 徳
-----------------	---------

文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長	米 ノ 井 正 樹
-------------------	-----------

文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 主 幹	宮 澤 久 史
---------------------	---------

(書記)

教 育 総 務 課 副 主 幹	足 谷 素 子
-----------------	---------

教 育 総 務 課 主 査 補	成 家 直 仁
-----------------	---------

#### 4 開 会

○**小林教育長** ただいまから、定例教育委員会を開会いたします。八千代市教育委員会会議規則第20条の2の規定により、議事の進行を行う委員の指名を行います。教育長において、川嶋委員を指名いたします。川嶋委員よろしくお願いたします。

#### 5 会議録署名人の指定

○**川嶋委員** それでは、会議録署名人の指定を行います。小林教育長のほかに、左海委員にお願いしたいと思います。

○**左海委員** はい。

#### 6 前回会議録の承認

○**川嶋委員** 次に、令和5年度教育委員会第11回定例会会議録の承認について、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。令和5年度教育委員会第11回定例会会議録を承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、令和5年度教育委員会第11回定例会会議録は承認されました。

なお、議案第1号八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号令和5年度八千代市一般会計補正予算(第11号)案について及び議案第3号令和6年度八千代市一般会計予算案についての審議は、議会の議決を要する事項であったことから、非公開といたしました。市議会が開会し、既に公表されている内容となったため、この議事の記録を公表することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

次に、教育長報告をお願いいたします。

#### 7 報告事項

○**小林教育長** 令和6年八千代市議会第1回定例会について御報告いたします。

会期は2月20日から3月22日までの32日間で行いました。2月28

日、29日及び3月1日に行われた一般質問では、議員14名から教育に関する質問がございました。主な質問としましては、学校給食費について、中学校の部活動の地域移行について、西八千代地域の中学校対策について等でございます。

文教経済常任委員会につきましては、3月6日及び22日に開催され、教育委員会に関する案件は、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案及び補正予算案2件がいずれも原案のとおり可決すべきものと決定されました。

予算審査特別委員会につきましては、令和6年度予算のうち教育委員会所管の歳入・歳出の審査が3月12日に行われ、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その後、3月22日の総括審議におきまして、教育委員会に関する案件は、常任委員会及び予算審査特別委員会同様、いずれも原案のとおり可決されております。

また、左海教育委員の再任に全員賛成で同意がございました。左海委員には引き続き、八千代市の教育の発展のため、御指導くださいますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○川嶋委員 ただいまの報告につきまして、質問ございませんか。

質問なしと認めます。

次に、各課報告をお願いいたします。

○指導課長 審議会等の開催状況について御報告します。

始めに、いじめ問題対策調査委員会の開催状況について御報告いたします。

今年度は7月、10月、1月の計3回定例会議を開催し、いじめの重大事態等について協議をいたしました。学校いじめ防止基本方針に従い、具体的な対応策を専門的な立場から、御意見をいただきました。

次に、いじめ問題対策連絡協議会の開催状況について御報告いたします。

今年度は5月と2月、計2回開催いたしました。協議では関連機関のいじめ防止等に係る取組や情報交換等をおこないました。引き続き、いじめ防止等に関する関係機関の連携の推進に取り組んでまいります。

○文化・スポーツ課主幹 令和6年3月4日14時から教育委員会大会議室において、令和5年度第2回八千代市文化財審議会を開催いたしました。委員

長、副委員長の選任のほか、桑納威光院の一字一禮供養塔、正覚院館跡出土の花瓶等の文化財について調査報告をいたしました。令和6年度についても文化財調査を継続し、次の文化財指定につなげていきたいと考えております。

**○指導課長** 八千代市学校教育推進計画進行管理委員会報告について、御報告いたします。

資料1を御覧ください。

令和4年3月に策定しました本計画を効果的、且つ着実に実施するために、毎年、各小中義務教育学校の抽出教職員及び地域、保護者を対象にアンケート調査を実施し、進行管理委員会において分析・評価を行っています。この報告については、今後、各課で活用していくほか、各学校にも伝え、次年度の学校運営に生かしてまいります。

**○指導課長** 続きまして、教育論文について御報告いたします。

資料2を御覧ください。

今年度は、総合部門に4点応募がありました。審査の結果は、最優秀賞1点と優秀賞1点、奨励賞2点に決定いたしました。総合部門の最優秀賞の論文は、第4次教育振興基本計画で示された「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を受け、ウェルビーイングの実現に向けた通級指導の可能性を明らかにしようとした実践をまとめたものです。優秀賞の論文は、児童の育ちと発達の関係性について、コロナ禍の状況を考慮して分析した上で、カリキュラムの編成や資質・能力の育成についての実践をまとめたものとなっております。

これらの論文は市内の教職員が共有できるように、校務PCライブラリー内に掲載し、各自の実践の参考にできるように活用してまいります。

報告は以上でございます。

**○生涯学習振興課長** 生涯学習振興課より2点御報告いたします。

2月9日金曜日、総合生涯学習プラザ多目的ホールにおいて開催いたしました、令和5年度葛南地方生涯学習振興大会について御報告いたします。

振興大会は、大きく分けて事例発表と講演の構成となっており、最初に、市川市西部公民館館長、藤田俊雄氏・市川市教育委員会学校地域連携推進課主査、湊基一氏に「社会教育と学校教育の連携・協働」と題し、公民館サークルが中学校での体験学習や小学校での絵画鑑賞・昔遊びに参加した取組等についての事例発表をしていただきました。参加者からは、「目的を明確にして、共有していくことから始めることが大切であることが再確認できました。」などの感

想をいただきました。

次に、相談室M&M代表、川本正秀氏に「地域・家庭円満術」と題し、相手の話を聴くポイントや相手を認める承認についてなどのコーチングスキルについて御講演いただきました。参加者からは、「言葉がけによって信頼、安心が生まれ、関係づくりが上手くいくということは大切だと思いました。」などの感想をいただきました。

**○生涯学習振興課長** 続きまして、大和田図書館・大和田公民館複合施設の恒久的な施設のあり方について御報告いたします。資料は各課報告資料の3となっております。

資料の上段、左から1枚目と2枚目の画像、旧大和田図書館及び旧大和田公民館は、平成30年当時、施設の老朽化が著しく進み、利用者の安全確保が危ぶまれる状態となっております。

両施設は、地域における唯一の図書館・公民館として、地域ニーズ及び各地域コミュニティにおいて提供している図書サービス等の均衡の維持との視点からも、両施設の複合化や利用者の安全対策等を講じることを目指す対応方針を平成30年に決定いたしました。

当時は、八千代市役所新庁舎整備の検討が進行中であり、教育委員会が、新庁舎へ移転することも想定されましたことから、教育委員会移転後に、教育委員会庁舎に、大和田図書館・大和田公民館の移設を図るものといたしました。

しかしながら、市役所新庁舎へ移設するまでの間は、相当な期間が発生しますことから、暫定的かつ早期に対応可能な整備方法について検討を行い、旧大和田図書館等として供用する市有地に、新庁舎整備の工程に合わせた柔軟な対応が可能となる、仮施設をリース方式で整備し、令和元年10月に現在の大和田図書館・大和田公民館の複合施設の供用を開始いたしました。

その後、八千代市庁舎整備基本計画が改定され、新庁舎への教育委員会の移転が見送られ、大和田図書館・大和田公民館の教育委員会庁舎への移設がなくなりました。

現在の仮設複合施設の活用方法等、利用者の皆様の御意見をアンケート等でお聞きした結果や施設の耐用年数が長期間であること、市の財政状況等の様々な状況を踏まえた場合、仮設ではなく本設として運営することが最も効果的な手法であると考え、今後、最適な公共施設の再配置等を検討する八千代市公共施設再配置等推進委員会にこの考えを諮る等し、最終的な方針について決定し

て参りたいと考えております。

報告は以上でございます。

○川嶋委員 ただいまの報告につきまして、質問ございませんか。

○石井委員 大和田図書館・大和田公民館複合施設の恒久的な施設のあり方についてのところで、利用者に意見をアンケート調査したとのことですが、利用者からはどのような意見があったか、教えてもらえたら。

○生涯学習振興課長 御意見の中には、「旧施設に比べて、公民館は和室が狭くなっている、図書館では蔵書数の減少や自習室が狭くなっている」などの意見もありました。しかしながら、8割以上の方が、現在の施設に満足されているという回答でした。今後も利用者の御意見を聞きながら、複合施設のメリットをいかす運営をしていきたいと考えております。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。

質問なしと認めます。

続いて報告に入ります。

報告第1号臨時代理の報告について、事務局から報告をお願いします。

○教育総務課長 議案書の2ページを御覧ください。

報告第1号 臨時代理の報告について

令和6年度八千代市一般会計補正予算（第1号）案を下記のとおり市長に申し出ることについて、教育長をして臨時に代理したので報告する。令和6年3月25日報告，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

補正予算の申し出につきましては、定例教育委員会における議決事項でございますが、令和6年第1回八千代市議会定例会に本案を追加提案する必要がありましたことから、緊急を要する事項として、3月19日付けで教育長をして臨時に代理したものでございます。

議案書の3ページを御覧ください。

令和6年度八千代市一般会計補正予算（第1号）案の御説明をいたします。

現在予定しております学校給食費の令和6年度からの増額について、当初、増額分の3分の1を保護者負担とする形で令和6年度予算案を市議会へ提出いたしました。が、近隣自治体の動向等を踏まえ、その後の本議会や予算審査特別委員会を経て検討した結果、増額分は全額公費で負担し、保護者への負担は求めないこととしたことから、本補正予算案を市議会へ追加提出し

たものでございます。

表の歳入の3番，学校給食費収入につきまして，3，866万9千円を減額し，1番の公立学校給食費無償化支援事業補助金204万9千円の減額とあわせまして，2番の財政調整基金繰入金4，071万8千円の増額により財源調整をするものでございます。

歳出につきましては変更ございません。

臨時代理の報告についての説明は以上でございます。

○川嶋委員 ただいまの報告について，質問ございませんか。

質問なしと認めます。

これより議事に入ります。

## 8 議 事

○川嶋委員 議案第1号八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則の制定について，を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○学務課長 資料の4ページ，併せまして新旧対照表の1ページを御覧ください。

議案第1号八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。

八千代市立小学校，中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和6年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

提案理由を御説明いたします。

長時間労働を抑制し，働き方改革を実行・実現していくことは，国の重要政策です。中でも，特に，学校現場における長時間労働是正は喫緊の課題となっています。

本年度の本市における第1回総合教育会議におきましても，学校における教職員の働き方改革の内容を議題とし，市長はじめ教育委員の皆様にも御議論いただいたところです。

現在，千葉県では，義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例において，教育職員の業務量の適切な管理について規定しています。

そこで本市におきましても、教職員が心身共に健康を維持し、質の高い教育活動に専念できる労働環境を確保することを目的とし、教職員の業務量の適切な管理に係る内容を追加する必要があることから、当該規則を一部改正するものです。

説明は、以上でございます。

○川嶋委員 議案第1号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

○三橋委員 規則を改正することによって、教職員の働き方において、実際どのような効果がありますか。

○学務課長 規則の改正によりまして、教育委員会が様々な施策を打つことができると考えております。まずは、来年度早々に、校長会議等がありますので、勤務時間の管理につきまして、改めて管理職に適正に扱うよう指示をしていきたいと思っております。

また、本市におきましては、教育課程業務改善検討委員会がありますので、更に働き方改革が進むように、具体的な手立てを考えていきたいと思っております。

○左海委員 教職員の正規の勤務時間以外の時間の範囲は、1か月で45時間と規定されるようですが、現在の八千代市の先生方の実態はどういう状況か、教えてください。

○学務課長 ここ数年で申し上げますと、教育委員会の取り組みもかなり進んでおりますので、全体として減少の傾向にございます。ですが、まだ半数以上の方が、小学校も中学校も45時間を超えているような状況がございますので、更に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○川嶋委員 他にございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第1号八千代市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第2号八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○生涯学習振興課長 資料の7ページ、併せまして新旧対照表の4ページを御



覧ください。

議案第2号八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について。

八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和6年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

提案理由を御説明いたします。

学校運営協議会は，地域社会と連携した教育への支援を目的として，地方教育行政の組織及び運営に関する法律により，教育委員会の所管に属する学校ごとに設置するよう努力義務とされており，本市では令和8年度末までに市内全ての公立小中義務教育学校に設置を計画しております。

この学校運営協議会の委員は，学校に在籍する生徒の保護者，学校の所在する地域の住民等から教育委員会が任命するものとなっており，学校の運営について意見を述べる等の一定の権限が付与されることから，地方公務員法上の特別職の非常勤職員に相当するとして，労務の対価である報酬として整理する必要があると考え，規則の一部を改正するものです。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第2号について，質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第2号八千代市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について，これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め，議案第2号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に，議案第3号学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の任命について，を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○生涯学習振興課長 資料の8ページを御覧ください。

議案第3号学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の任命について。

学校運営協議会及び地域学校協働本部の委員に下記の者を任命したいので，ご承認願いたい。令和6年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，小林伸夫。

提案理由を御説明いたします。

始めに、学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置になりますが、学校運営協議会を令和6年2月1日に新木戸小学校、同2月20日にみどりが丘小学校、同2月17日に萱田小学校、同2月28日に高津中学校に設置し、地域学校協働本部を、令和6年2月17日に萱田小学校に設置しました。

学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴い、八千代市学校運営協議会規則及び八千代市地域学校協働活動実施要綱に基づき、学校運営協議会と地域学校協働本部を運営していくにあたり、委員を任命する必要があることから提案するものです。

任期は、学校運営協議会が令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間で、地域学校協働本部が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

また、萱田小学校学校運営協議会委員につきましては、令和6年度第1回目の会議を令和6年3月30日に開催することから、併せて令和6年3月25日から同3月31日までの期間を任期として任命いたします。

説明は、以上でございます。

○川嶋委員 議案第3号について、質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第3号学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の任命について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第4号職員の任免について、を議題といたします。

議案第4号職員の任免については、「任免に関する事項」に該当するものとし、非公開とすることに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

出席者全員の議決により、議案第4号の審議を非公開といたします。

それではこれより非公開の議事となります。

(以下は当初非公開。4月17日定例会で公開を議決)

○川嶋委員 議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 議案書の14ページを御覧ください。

議案第4号職員の任免について。

職員の任免を下記のとおり、御承認願いたい。令和6年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

お配りいたしました八千代市教育委員会事務局職員任免一覧を御覧ください。

令和6年3月31日付け、及び同年4月1日付け八千代市教育委員会事務局職員（職務の級が7級以上の者に限る。）の人事の発令について概要を申し上げます。

退職となりますのは、教育次長（社会教育担当）、春田泰宏、また、教育委員会事務局を退職し学校へ異動となる職員は、教育次長（学校担当）、設楽憲一、指導課主幹、大友奈緒、保健体育課長、宮崎幸子の3名です。

次に、学校を退職し、教育委員会事務局に採用となる職員は、指導課長、加藤英昭、指導課主幹、高木礼子、保健体育課長、宗像洋の3名です。

次に、教育委員会事務局から他部局への異動は、教育総務課長、原武司、学校給食センター所長、西本公威、生涯学習振興課長、齋田忠徳、文化・スポーツ課長、米ノ井正樹の4名です。

次に、他部局から教育委員会事務局への異動は、健康福祉部次長から教育次長（社会教育担当）へ、伊藤栄治、資産管理課長から教育総務課長へ、渡邊久貢、清掃センター所長から学校給食センター所長へ、松井達彦、子育て支援課副主幹から生涯学習振興課長へ昇格、井澤延浩、選挙管理委員会事務局次長から文化・スポーツ課長へ、笠川浩伸の5名です。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第4号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第4号職員の任免について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 本日の議事は終了いたしました。

9 閉 会

○小林教育長 以上で定例教育委員会を閉会いたします。